



租税教育と財政学（〈特集〉公共政策の新潮流）

玉岡，雅之

(Citation)

国民経済雑誌, 215(1):47-59

(Issue Date)

2017-01-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/E0041021>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041021>



租税教育と財政学

玉 岡 雅 之

国民経済雑誌 第 215 卷 第 1 号 抜刷

平 成 29 年 1 月

租税教育と財政学

玉 岡 雅 之

租税教育は在学中に行われるものがほとんどで租税を支払う義務について教えることが中心となっている。財政学では租税利益説、租税義務説という学説から租税の成り立ちを教えるが、税を支払うという事実と財政民主主義との関係については必ずしも体系的に述べられてきたわけではない。本稿では租税会費説という日本の租税教育で主流となっている考え方を批判する一方で、税の支払いを権利の側面から捉えることで同時に財政学教育そのものを再構築することに資することを目的とする。

キーワード 租税教育, 租税会費説, tax morale, 納税者主権, 納税の権利

は じ め に

日本ではいわゆる租税教育が主に小学校、中学校、高等学校において行われている。大学に入ってからでは財政学や租税法の講義で税について勉強する他は税そのものについて触れる機会が少なく、卒業後は自分で確定申告をする場合の他は税の仕組みについて考える機会さえないというのが実情である。また租税教育自体についての研究はほとんどないといっても過言ではないし、財政学の教科書などで触れられることもほとんどない¹⁾。租税教育そのものについての関心が低いということが第一の原因だと思われるが、租税教育を財政学の中でどう捉えるかについてこれまで考えられてこなかったことが研究が少ない一因だと思われる。近年、脱税や租税回避の問題が BEPS などとともに各国政府、税務当局で最重要視されており、税を積極的に支払おうという国民の意識、意欲を表す tax morale²⁾³⁾の研究が盛んになりつつある。そして租税教育を行うことは tax morale を高めることも先行研究で明らかにされ始めており⁴⁾、租税教育の成否は今後の各国政府の財政バランスの健全化を占うものといっても過言ではない。特に発展途上国では緊急の課題となっている。

本稿では租税教育と財政学との関係を明らかにすることを第一の目的とする。また財政学から見た現行の租税教育の問題点を明らかにし、今後の租税教育と財政学教育の関係について考察することを第二の目的とする。以下、特に断りのない限り、租税教育の考察の対象は日本である。第一節では租税教育の定義、目的、現状について概観する。第二節では租税教

育を財政学の中でどう位置づけることができるかを考察する。第三節では租税教育の発展型としての財政学教育について述べる。

1 租税教育の定義、目的と現状

1.1 租税教育の定義と目的

一言で租税教育と言っても、実は厳密な定義はない。あるいは定義自体が存在しない。例外的な存在が OECD (2015) で “Taxpayer education covers a wide range of activities and actors- from government programmes to encourage tax-compliant behaviour, to efforts by business organisations to mobilise and represent the interests of their members on tax issues, to civil society initiatives to bring citizens into policy debates on tax collection and redistribution.” (OECD (2015), *Ibid.*, p. 16) としている。taxpayer education という単語が日本語でいう租税教育にあたる概念であり、本稿で述べる租税教育、財政学教育の中身に近い。租税教育とは、文字通りに取れば「租税についての教育」であるが、租税について「誰が (Who)」 「誰に (to Whom)」 「いつ (When)」 「どこで (Where)」 「どのように (How)」 教えるかによって実は定義そのものが変わってくると思われる。以下に見るように、これら 4W1H をどのように考えていくかが今後の租税教育について大変重要になるとと思われるが、本稿のこの段階では単に租税教育を租税の仕組みや使われ方、さらには財政全般についての教育という程度に捉えておくことにする。何のために租税教育をするのかという租税教育の目的についてはこれも必ずしも明確ではない。ただ税を徴収する徴税者側と税を支払う納税者側で租税教育のもつ意味は異なってくると思われる。徴税者側は租税教育を行うことによって納税者に税を円滑に支払ってもらいたいという意図を明確に持っているのに対し、納税者側にとっての租税教育とは税そのものの仕組みや財政の仕組みの理解から始まって、税法通りにきちんとした正確な額の税を支払う (余分な税を支払わない、払いすぎた税を還付してもらう) ことの他に、税を支払うことの意義を再確認するという財政民主主義の一環としての意味合いがある。

1.2 租税教育の現状

租税教育の現状は「誰が」「誰に」「いつ」「どこで」「どのように」という5つの視点から捉えると分かりやすい。

1.2.1 誰が (Who)

租税教育の担当者は誰であろうか。真っ先に思い浮かぶのは小中高の先生と国税庁 (税務署) の職員である。ところが実際にはこの他に関係民間団体と呼ばれる多くの団体が租税教

育を実施している。例えば税理士会，日本税務協会，青色申告会，法人会，納税貯蓄組合，間税会，納税協会などである。また財務省（財務局を含む）や地方自治体の職員，大学の教員なども行っている。ただし，これらはすべて対面で行う教育であり，後に述べるインターネットなどの媒体を使った教育とは異なる。もちろんこれらの媒体に素材を提供するのは国税庁，財務省であったり，関係民間団体であったりするの言うまでもない。

1.2.2 誰に (to Whom)

誰に対して租税教育を行うのであろうか。租税教育として通念上考えられていることから，小中高生が第一の対象になると思われるが，実は対象者はもっと幅広く捉えることが出来る。小中高生は（アルバイトをするなど一部の例外を除き）所得を得ていない。したがって現時点での納税者ではない，言い換えれば将来納税者になることを予定している者である。この意味では幼稚園児（保育所児）や大学生，大学院生，専門学校生などの学生達も将来納税者になるという意味では同じ分類に属する。これに対して，現時点での納税者が対象となる租税教育もある。現時点での納税者の中にはいわゆる給与所得者や自営業者が大多数を占めることはもちろんであるが，その他にも次のような者を対象にした教育が考えられる。税を徴収する側の税務署員に対する教育や，税理士に対する教育，更には税法立法者に対する教育もあり得る。現に税務署員に対しては税務大学校などを通じて職務上必要な知識が教えられており，税理士会においても会員を対象に租税教育を行っているところがある。対象者別に分けると，租税教育は次の5つの対象者相手に考えることができる。

将来の納税者に対する教育

- ・ 園児，小学生，中学生，高校生，大学（院）生

現在の納税者に対する教育

- ・ 給与所得者，自営業者を始めとした所得稼得者に対する教育
- ・ 税務署員，税理士，自治体職員など租税教育を行う者に対する教育
- ・ 税法立法者に対する教育
- ・ 法人

将来の納税者と書いたのは将来所得を得て所得税を支払う可能性のある教育課程にある若者たちである。現在の租税教育で対象とされている方たちである。

納税者の中の大要を占める所得稼得者に対する教育も形式的には存在している。ただし教育を受ける側が能動的に行動を起こさないかぎり教育を受ける機会を逸することになる。現行の租税教育の最大の問題点の一つである。

税務署員に対する教育は税の執行者として税の中身、意義を知っておかなければならないということであり、中村（2006）でも指摘されていることである。税理士は税務署員とともに租税教育を行う方たちであり、やはり税の中身、意義を知っておかなければならない。租税教育を行う自治体職員も同様に自らが教える税について詳しく知っておかなければならない。税法立法者とは取りも直さず国会議員や地方議会議員のことであり、税法はおろか税そのものについてどれほど知っているかはなほだ疑問であるが、立法者として誰よりも税についてやはり知っておかなければならない。現在は彼らに対して系統的に租税教育を施す主体は存在しない。また税法そのものが読解・理解に困難を極め、国税庁を含む税務職員そのものも税法についての理解が十分でないどころか（志賀（2015））、通達至上主義と呼ばれる税法そのものに基づかない税の執行がなんら問題とされことなく行われている事自体が問題である。対象者と書いて当然のごとく自然人のみになると思われようが、租税教育の対象となる現在の納税者の中には法人も入ると考えなければならない。⁶⁾ 法人と書いて税務担当者のみが入ると思われるかもしれないが、もっと幅広く取締役を含めた社員全体も入ることになる。企業の社会的責任が問われて久しく、社会的責任を逆に営業の道具としているところもあるようだが、社会的責任の中には社会の中で活動して得た利益の中から税を支払うということも入っている。BEPSの問題の根本的な解決策にはならないが、取り締まり強化など北風と太陽の北風政策のみが検討されている中、法人に対する租税教育という太陽政策の必要性も十分に考慮されてしかるべきである。

1.2.3 いつ (When)

いつ租税教育を行うかは誰に行うかと密接に関連している。対象者が教育機関に在籍している者であれば、在籍中に授業の一環としてあるいは授業の中の一部として行われることになる。現在の一般納税者（＝職業として税務に従事していない者）に対する教育についてはそれが行われているとしても、「いつ」と確定できる時期はない。学校教育における租税教育のように「必ず」受けないといけないという性格のものではなく、納税者の側からの自発的な欲求によって租税教育を受けることが原因で、必要性を感じなければ租税教育を受ける機会を逸することになり、納税者によっては一生受けないことも起こりうる。

1.2.4 どこで (Where)

どこで租税教育を行うかは、「誰が」「誰に」「いつ」行うかとやはり密接に関連している。教師が生徒に対して在学中に行うという典型例においては学校が租税教育の現場となる。場合によっては国税局主催の租税教室⁷⁾に足を運んだり、税務署を見学したりと学校以外の場所でも租税教育は行われる。統計的にきちんと把握できているものとしては国税庁（税務署）

から小学校・中学校・高校に講師を派遣して行う学校教育の現場がある。市田（2012）によると平成22年度には小学校62.6%，中学校31.5%，高校22.6%でそれぞれ租税教室が開催されている。また学校教育では税理士会，財務省財務局，自治体などが租税教室を開いているが，税理士会は租税教育推進協議会などと連携を図りながら租税教育を行っている。学校を卒業し，いわゆる社会人になってからは租税教育を行ってもらえるような具体的な場所は全国にはない。これは社会人を対象とした租税教育の仕組みが確立されていないからで，納税者はもし税について学習しようと思えば税に関連する文献を講読，あるいは図書館で借りるか，自宅で国税庁，財務省や税理士会がインターネットのウェブページ上に用意している租税教育の素材を用いて学習するしかない。

1.2.5 どのように (How)

どのように行うかは，「どこで」行うかに関連している。学校教育の現場で行う場合は，講師が用意した教材（ビデオなどの視覚媒体を含む）を用いて児童・生徒などに語りかける方法や模擬授業を行う方法もある。また税務署を見学し，税務署内で行われる講義を聞くということもあるが，すべての税務署で行われている訳ではない。学校教育を離れた一般の家庭では直接授業などで租税教育を受ける機会はない。国税庁，財務省や税理士会のサイトで租税教育用の教材が各種用意されているので，それらを活用するのが唯一可能といってもよい租税教育を受ける方法である。ただし納税者の異なる需要にすべて応えられるほどには内容が充実しているかどうかは疑問が残る。

このような形で現在租税教育が行われているが，税について関心を持ってもらおうという意図とは裏腹に，なかなか税について関心を持ってもらうことにはつながっていない。租税教育がなかなか進まない理由を考える必要がある。小・中・高校生向けの租税教育は地域による差はあるものの一定程度行われているのは事実である。ところが学校教育を離れた途端に租税教育に触れる機会は少なくなる。納税者の中で一番数が多いと思われる給与所得者（平成26年末で5,592万人）が自ら確定申告をしていないことが大きな理由の1つであると考えられる。これは給与所得者のほとんどが源泉徴収制度の適用を受ける他に年末調整制度という仕組みによって納税する機会に恵まれていないことが原因である。自分自身に関する税の納付が自分以外の手で完了してしまうので，どうしても税に対する関心を日頃からもつ誘因がなくなってしまう。したがって租税教育の中身の重要な一つである税について知ることから遠ざかることになる。また徴税者側も自ら納税という作業に携わらない者に対して教育を行うというインセンティブを持ちづらくなり，結果として国民の半分以上を占める給与所得者が租税教育の対象から外れるということになってしまう。

もともとシャープ勧告では給与所得者も年末調整を税務署相手に直接行うことを勧告していたが（シャープ使節団（1985），p. 372），実現はしなかった。日本において給与所得者が確定申告を行うことは一部の学者を除いて提案はされていないが，納税について自ら携わることになり，給与所得者であっても自ら確定申告を行わなければならないアメリカ合衆国などの国の例を見ても分かるように，税についての関心が高まることにつながるだろう。事実アメリカ合衆国においては給与所得者や中小事業者がどのようにして確定申告書を書くことができるようになるか，そのための援助をどうするかが taxpayer education の大要をなしており，自ら支払っている税額を把握することで徴収された税の使い途について無関心ではられないことにつながる。

このようにして行われている租税教育だが，期待されている成果を挙げているかどうかを評価するのも難しい。財務省（2007）では国税モニターを利用して租税教育に関する評価を試みている。国税モニター2,059人のうち1,514名からの回答で租税教育が「有益である」，「やや有益である」，「どちらとも言えない」，「あまり有益でない」，「有益でない」の5段階評価で「4以上」の上位評価割合が，94.5%となって目標値の90%を達成していることを載せている。ただしこのアンケートは租税教育そのものについて有益かそうでないかを問うているものであり，租税教育を受けることによって税に対する理解度が深まったかどうかについては具体的には分からない。

小中高校や大学などではテストを行うことなどによって税についての理解度をある程度測ることができると思われるが，現在行われている教育の内容から税の仕組みであるとか，税法の内容，税の経済的効果などについての理解が中心になると思われる。またこのような租税教育直接の成果とは別に，租税教育を受けた結果，tax morale が上がったかどうかという視点も大事である。

2 財政学と租税教育

それでは租税教育を財政学でどう考えたらよいのであろうか。次の3つの視点から租税教育を把握するのが重要であると考ええる。

- ・ 現行の租税教育をどう評価するか
- ・ 財政学から見てどのような租税教育が必要か
- ・ 以上の2点の検討を踏まえた上での財政学自体の教育方法の再構築

の3つである。一番目は現在行われている様々な租税教育を財政学上の概念からどう評価するかということであり，二番目は一番目の評価に基づき現行の租税教育で足りない点の指摘

や行わなくてもよい点の指摘など、財政学から見て望ましい租税教育の在り方を考えるものである。三番目は租税教育の検討を通じて、財政学の中で税をどのように教えていくかを改めて考えていくということであり、次節で述べることにする。

現行の租税教育では税の会費としての性格がことあるごとに強調される。例えば国税庁が小学生用に用意している租税教育の教材の中では「わたしたちが納めた税金は、みんなの安全を守る警察・消防や、道路・水道の整備といった「みんなのために役立つ活動」や、年金・医療・福祉・教育など「社会での助け合いのための活動」に使われています。そのために必要なたくさんのお金をみんなで出し合って負担するのが「税金」です。つまり税金は、みんなで社会を支えるための「会費」といえるでしょう。」と明記されており、財務省の「もっと知りたい税のこと」というパンフレットにも「税は、このような公的サービスの費用を賄うものですが、みんなが互いに支え合い、共によりよい社会を作っていくため、この費用を広く公平に分ち合うことが必要です。まさに、税は「社会の会費」であると言えるでしょう。」と書かれている。さらに、政府税制調査会「わが国税制の現状と課題——21世紀に向けた国民の参加と選択——」答申では「租税は「社会共通の費用を賄うための会費」ということができます。」と明記している。財政学では税を会費と捉えることは非常に難しい。文字通り会費であるなら、入会・退会が自由に出来て退会と共に会費の支払いを止めることが出来るが、そのような意味で税の支払いを止めることは出来ない。国外に脱出すれば当該国の税を免れることはできるかもしれないが、およそ税そのものの支払いから逃れることは無税国家に住まないかぎり出来ない。国民（住民）は望むにしろ望まざるにしろ税の支払いを続けなければならない。もし支払わなければ罰せられる。つまり税には「強制性」が伴うのである。⁸⁾

現行の租税教育の二番目の問題点として、租税教育を受ける対象者が限られているということが挙げられる。教育ということで文字通り教育課程にある児童・生徒・学生が対象者として絞られており、実際の納税者に対しては体系的には行われていない。また児童・生徒・学生もすべての者が租税教育を受けるとは限らない。第一節で述べたことをまとめ直すと、租税教育の対象者としては

- ・将来の納税者（園児，小学生，中学生，高校生，大学（院）生）
- ・現在の納税者（法人を含む）
- ・租税教育を行う者（教員，税務署員（国税庁職員を含む），税理士，自治体職員）
- ・税法立法者

がある。ところがこの分類でカバーされていないものとして、リタイアした方たちがいる。

リタイアしたからといって税の負担から免れるわけではなく、様々な形で税を負担していく。また現在の納税者といっても、企業に雇用されている場合と自営の場合など、その形態は多様である。国民すべてが租税教育を受けるという状況からは現在とはほど遠い実態である。

最後の問題点として、租税教育がそれを行う者にとって一種の義務になっているということである。後述の租税義務説に奇しくも対応しているかのように、租税教育を担当する者がやらなければならないから、あるいは仕事であるから行っているという側面が強い。およそ仕事全般が義務的なものであるから、ことさら租税教育自体の問題ではないように指摘されるかもしれないが、OECD (2015) で途上国中心であるとはいえ、納税者の日を設けて優良な納税者を表彰したり、tax friends club というクラブを高校や大学でつくっている国が紹介されており、租税教育を行う者が喜んで租税教育を行っていることが分かっている。そしてその結果、tax morale の向上につながることも分かっている。

それでは、租税教育のこのような現状を財政学という学問の視点から眺めるとどう映るのであろうか。いくつかのポイントについて整理してみたい。各種の租税教育用の教材を見ると、政府の役割、政府が行っている仕事、そのような役割や仕事を支えるための税の説明が丁寧になされている。また高校生レベルになると所得税の確定申告書の書き方まで習うことも出来るようになっており、税の取られ方から使われ方に至るまでの基本は習得できるようになっている。ただし、「税をなぜ支払わないといけないのか」という根本的な疑問に対して答えるようにはなっていない。OECD (2015) では“*This source book concentrates on the efforts of national tax administrations to show citizens how to pay their taxes and why taxes should be paid, with strong links to the social expenditure side of the public finance equation.*” (p. 16) としており、この疑問に少しでも答えるように努力している。

また税財政制度全体の理解につながる財政教育に必要な次の4点の教育も含まれていない。

- ・ 予算編成と予算循環（予算の執行と決算までを含む）
- ・ 決算の役割
- ・ 特別会計と財政投融资
- ・ 一般会計と特別会計、財政投融资、地方財政との関係

非常に細かい内容で果たして財政学の講義を受けた学生自身が理解しているか、あるいは教師自身が正確に理解しているか、更には予算編成担当者がそもそも完全に理解しているかはなほだ覚束ないことであるが、逆に言えば予算や財政の仕組みを知らずに国民から徴収された税が知らないうちに使われていくことになっているわけで、財政民主主義の徹底という点からはなほだ問題である。言い換えれば、これらの点をきちんと教えるのが財政学から見

て必要な租税教育の内容であろう。

3 財 政 学 教 育

小学校・中学校・高等学校を通じて租税教育を大なり小なり受けてきた上で大学に入って財政学や公共経済学の講義を受ける学生に対してどのような教育を施せばよいのであろうか。本節では租税教育の発展型としての財政学教育の中身と今後について考察する。

財政学の授業で租税の説明を理論的に行い、制度の説明も行い、歴史も教えるが、授業を受け終えた後、実際に納税者として働いていくことになってからでも、租税について理解をしておくことは大変重要である。租税制度を成り立たせている財政民主主義の確保のためにも租税についての理解は教育課程で教育を受けた後も必要なのであるが、そのような理解を受講者自体が持ち、社会に出てからも租税について関心を持続けることにつながるためにも財政学教育に必要なものを考察しておくのが肝要である。

現在の財政学の授業で教えてはいるものの十分に中身に深く踏み込んで話していない内容があり、またそもそも教えてはいないものの、税や財政の理解にとって不可欠と思われる内容もある。これらの内容は次の5つの項目にまとめられる。

1. 「税とは何か」を歴史を踏まえて説明
2. 租税利益説、租税義務説を超える必要性
3. マスグレイブの3分論を超える必要性
4. 学説（租税原則）と実際の税制との関係の理解
5. 納税者主権、財政民主主義の理解

以下これら5つについて述べていく。1は税というものを何故支払わないといけないのかということの説明である。財政学では次の2で述べる租税根拠論に属する話であるが、理論的に説明することの他に税そのものの起こりから始めて、税の形式・様態などを歴史を踏まえて（可能であれば国別に）説明することを指している。⁹⁾抽象的に理論的に税の説明することはもちろん大事であるが、実際に取られている税の実態から税そのものについて学生に考えてもらうのが目的である。社会契約説的国家論などを始めとして国家の成り立ちを説明しながら、国によって税を「支払う」ものと捉えるのか、「納める」ものと捉えるかの違いが生じる理由を考えることになる。

2は租税根拠論の話で、租税利益説、租税義務説について財政学における租税論の冒頭で述べるのが普通である。一方で租税負担の配分論があり、利益説、能力説に分けて説明している。そして根拠論、配分論の関係についても触れることになる。根拠論として利益説、配

分論として利益説をとるのは論理一貫性が保たれており、ボーエン＝リンダールの学説を紐解くまでもなく、講義でよく話す内容である。根拠論として義務説、配分論として能力説をとるのは、義務と能力の間に直接的な関係がないのが論理的には弱い点だが、実際に税を徴収する側からすると非常に都合の良い組み合わせとなっている。授業内容のほとんどがそうであるように、何ゆえに租税の利益があるのか、何ゆえに義務が伴うのかを深く追求することをせず、ただ単に学説として紹介されるだけだが、租税の根拠を考えることは下の5にとっても大変重要なことである。また租税によってもたらされる公共財や公共サービスの便益とは何か、どのようにして把握するか、計測するかは理論上重要なのはいうまでもなく、政策形成にとっても不可欠な考察事項である。

すべての教科書で触れられているといってもよいマスグレイブの財政の役割についての3分論が租税とは何かについての理解を妨げている恐れがあり、その限界を理解するとともに3分論で把握できない租税の役割を理解することを意味しているのが3である。公共財の最適供給量の決定に見られるように、オーソドックスな財政学では方法論的個人主義から租税利益説を徹底している。リンダール・メカニズムに典型的に見られるように租税価格の決定が個人の手に委ねられている側面があるが、課税の強制性とは程遠い世界であり、また予算編成の政治過程とも程遠い世界であって、財政の持つ政治の側面、強制性の理解を学生がすることを妨げている。マスグレイブの3分論については古くから多くの批判があるが、その批判の紹介とともにこのような分類で理解できる財政現象と理解できない財政現象があることを授業で示すことが重要である。

4は財政学で習う租税原則が実際どう活かされているか、すなわち学説と実際との関連を理解することを意味している。租税原則にはいろいろなものがあるが、やはり代表的なものとしてアダム・スミスの租税4原則が挙げられるであろう。つまり「公平性」「明確性」「便宜性」「徴税費最少」の4つの原則である。これらの原則が実際に日本の税制で実現されているかどうかを逐一検証していくことである。徴税費最少は徴税費を構成する税務行政費用と納税協力費用からなるが、特に納税協力費用がどれだけかかっているかの検証を業種別、事業者規模別に綿密に行う必要がある。

5は租税会費説の批判にもあったように、租税のもつ強制性を踏まえた上で、自分達の支払っている税の使い途を自分たちで決めるという財政民主主義の徹底のためには、納税を義務としてではなく、権利として捉える必要があるということである。納税を納税者の義務としてだけではなく、納税者の権利としても捉えることを明記したエポックメイキングな文書がOECD Committee of Fiscal Affairs Working Party Number 8 (1990)である。そこでは納税者の権利として

- ・ The right to be informed, assisted and heard
- ・ The right of appeal
- ・ The right to pay no more than the correct amount of tax
- ・ The right to certainty
- ・ The right to privacy
- ・ The right to confidentiality and secrecy

の6つを挙げており、同時に納税者の義務として

- ・ The obligation to be honest
- ・ The obligation to be co-operative
- ・ The obligation to provide accurate information and documents on time
- ・ The obligation to keep records
- ・ The obligation to pay taxes on time

の5つを挙げている。各国で納税者権利憲章の制定が相次ぐ中、日本でも制定に向けた動きがあったが、頓挫してしまった。憲法の中で教育、勤労については義務とともに権利が謳われているのに対して、納税は義務規定のみとなっている。世界の中でもかなり稀である。¹⁰⁾近代国家の成立過程が日本では他国と違っていた事情があったことは否めないものの、憲法における納税の義務規定や個人所得税における年末調整制度などが相まって、国民の税についての関心を奪っていることになっている。財政学の授業において財政民主主義の大切さ、租税法律主義の重要性を講義するが、納税者主権は自分たちの国の行先を自分たちで決めるという国民主権のもっとも基本的な構成要素の一つである。税金は取りも直さず国民の財産であり、自分たちのお金がどのように使われるかを最終的に決めるのは国民固有の権利であることは改めて述べるまでもない。納税者主権が納税者に本来備わっているということを財政学という学問の中で教えることが必要である。このように考えていくと、納税は義務の側面だけではなく権利の側面も併せ持っていることになり、納税者の権利のみならず、「納税の権利」についても歴史を踏まえた上で精緻化、理論化していく必要がある。まさにこのことが財政学教育に求められているもっとも重要な事項で、講義や教科書の中に体系的に取り入れる必要がある。¹¹⁾

まとめに代えて

本来は「租税義務説を超えて」という副題をつけて書くような内容を考えていたが、租税

義務説と租税利益説のどちらが租税を支払う根拠として適当かについては法人擬制説、法人実在説論争と同じようにそれ自身何もかも生み出さず永遠に続く論争であろう。税は政府サービスに対する一種の料金のようなものであり、提供されたサービスに不満があれば支払いを拒否することがそもそもできるはずである。事実政権交代という形で税の支払い先を変えることも実際には可能ではある。税が仮に料金であるとすれば、提供されるサービスの中身が支払う側である国民に十分分かっていないといけな。ところが税を徴収する側は「故意に」徴収の仕組みを始め使い途について分かりづらくしている。税の支払元の国民の私有財産は国家の手に渡ったとしても国民のものであるのは間違いがなく、国家が自由勝手に使っていないものではない。

租税教育・財政（学）教育はまさに国民固有のものである私有財産の使い途を監視するという財政民主主義の確保のために必須のものであり、税やその使い途について知ることは国民に与えられた固有の権利である。義務一辺倒の租税教育の中で、税の支払いは国民の権利であると捉え直すことは、租税教育関係者にとってコペルニクスの転回にも匹敵し、場合によっては非常に都合の悪いものともなろうが、今後ますます重要になることは間違いない。本稿が租税教育・財政（学）教育について学問的な関心を呼び起こすことにつながることを期待して締めとする。

注

- 1) 数少ない研究例として佐藤（1992）、玉岡（2015）などがある。また教科書では林・玉岡・桑原（2008）が租税教育について触れている。
- 2) 日本においては「租税道義」という言葉がよく使われる。英訳すると tax moral になるが、以下に述べるように tax morale とは似て非なる概念である。
- 3) tax morale については、OECD（2013）及び Luttmer and Singhal（2014）を参照のこと。
- 4) 租税教育と tax morale の関係については、OECD（2013）ならびに Lobont, Moldovan and Vladusel（2013）を参照のこと。
- 5) ちなみに徴税者側の国税庁は租税教育の目的を「国税庁では、次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教育の充実に向けて支援を行っています。」（国税局 HP「租税教育の充実に向けた取組」、https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/sozei_kyoiku/index.htm）と捉えている。
- 6) 佐藤（1992）では法人を対象にするかどうかをすでに20年以上前に考察している。
- 7) 東京上野税務署では社会人向けにも租税教室を開催している。
- 8) 広辞苑第六版では「国費・公費支弁のため、国家・地方公共団体の権力によって、国民から強制的に徴収する金銭など。」となっていて、強制的であることが明記されている。

- 9) Webber and Wildavsky (1986) はそのような一例である。
- 10) 高橋 (2012)。
- 11) 玉岡 (2011) では租税利益説のもつ「権利」と「義務」の2側面を「応益性のパラドックス」と捉え、「納税の権利」についての財政学的な根拠について触れている。

参 考 文 献

- Lobont, Oana-Ramona, Moldovan, Nicoleta Claudia and Ioana Vladusel (2013), "Education Regarding Taxation from the Attitude and Intuition to Experiment", *Review of Applied Socio-Economic Research*, 6(2), pp. 172-79.
- Luttmer, Erzo F. P., and Monica Singhal (2014), "Tax Morale", *Journal of Economic Perspectives*, 28(4): pp. 149-68.
- OECD (2013), *What Drives Tax Morale?*
- OECD (2015), *Building Tax Culture, Compliance and Citizenship-A Global Source Book on Taxpayer Education*.
- OECD Committee of Fiscal Affairs Working Party Number 8 (1990), *Taxpayers' Rights and Obligations - A Survey of the Legal Situation in OECD Countries*.
- Webber, Carolyn and Aaron Wildavsky (1986), *A History of Taxation and Expenditure in the Western World*, Simon and Schuster, New York.
- 市田浩恩 (2012), 「「租税教育の充実」について」, 『ファイナンス』, 2012.1, pp. 46-51.
- 財務省 (2007), 「平成18事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」.
- 佐藤進 (1992), 「租税教育の在り方をめぐって」, 『税経通信』, 第47巻1号, pp. 15-22.
- 志賀櫻 (2015), 『タックス・オブザーバー——当局は税法を理解しているのか』, エヌピー通信社.
- シャープ使節団 (1985), 『シャープの税制勧告』, 霞出版社.
- 高橋和之 (編) (2012), 『世界憲法集 新版 第2版』, 岩波書店.
- 玉岡雅之 (2011), 「Paul Studenski の企業課税論再評価」, 『国民経済雑誌』, 第203巻第4号, pp. 65-76.
- 玉岡雅之 (2015), 「租税教育について」, 『租税研究』, 第787号, pp. 53-74.
- 中村弘 (2006), 「租税の基礎理論——税務教育での活用を視野に入れて——」, 『税大論叢』, 51号, pp. 75-139.
- 林宏昭・玉岡雅之・桑原美香 (2008), 『入門 財政学』, 中央経済社.